

新型コロナウイルス感染症対策事業(緊急の子育て支援)

令和2年5月臨時議会において新型コロナウイルス感染症対策事業として「小学生の学校給食費一定期間(令和2年度)の免除」の予算が可決されました!

【目的】

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、公立幼小中学校臨時休校及び保護者の長期休業等に対する「子育て世帯」に支援を行うため村内在住の小学生のいる世帯に対し、一定期間の学校給食費を免除し、「子育て世帯」への緊急的経済支援を目的とする。

【内容】

公立幼稚園及び中学校においては、令和2年度より学校給食費の無償化を実施しており、新型コロナウイルス感染症に伴う学校給食費の一定期間の免除の対象は、村内在住及び公立小学校へ在籍している児童とし、所得減少世帯に限らずスピード感をもって「子育て世帯」の経済的緊急支援を講じる。

【対象児童】

村内在住で公立小学校へ在籍し、学校給食を提供している児童。

【対象期間及び無償化の対象金額】

令和2年度及び小学生:年間 38,500円

※口座振替納付について

第3期(6月分)より口座振替を停止します。納付済の第1期、2期分について、引落とし登録口座へ還付いたします。

※納付書での納付について

納付書での納付を行わないでください。すでに納付済みの給食費について、給食費還付請求書を提出していただいて還付の手続きを行います。

(6月中旬頃に還付請求書の配布を行います)

※令和2年3月分の還付請求書の提出がお済みでない方は、提出をお願いします。